長岡市持続可能な行財政のあり方に関する 有識者懇談会開催要領

(目的)

第1条 人口減少・高齢社会における持続可能な行財政のあり方を 検討するに当たり、学識経験者等の意見を聴き、助言を得ること を目的として、長岡市持続可能な行財政のあり方に関する有識者 懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(任務)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 持続可能な行財政のあり方に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、持続可能な行財政のあり方の検討 に必要な事項

(構成)

第3条 懇談会は、市長が選任し、依頼する有識者で構成する。

(座長)

- 第4条 懇談会に座長を置く。
- 2 座長は、市長が有識者の中から選任し、依頼する。

(運営)

- 第5条 懇談会の進行は、座長が務める。
- 2 懇談会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴くこと ができる。
- 3 その他、懇談会の運営に必要な事項は、座長が定める。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

RH BI

この要領は、令和元年11月1日から施行する。